

税 務

法律・労務対策事例版

No. 1711

6 月 の 税 務

《も く じ》

- 1, 所得税の予定納税額の通知
通知期限…6月17日
- 2, 個人の道府県民税及び市町村民税の納付
(第1期分)
納期限…6月、8月、10月及び1月中
(均等割のみを課する場合にあつては6月中) において市町村の
条例で定める日
- 3, 5月分源泉所得税の納付
納期限…6月11日
- 4, 4月決算法人の確定申告(法人税・消費税
・地方消費税・法人事業税(法人事業所得
税)・法人住民税)
申告期限…7月2日
- 5, 1月、4月、7月、10月決算法人の3か
月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費
税・地方消費税)
申告期限…7月2日
- 6, 法人・個人の1月ごとの期間短縮に係る確
定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…7月2日
- 7, 10月決算法人の中間申告(法人税・法人
事業税・法人住民税) …半期分
申告期限…7月2日
- 8, 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、
10月決算法人の3月ごとの中間申告(消
費税・地方消費税)
申告期限…7月2日

◎税務のニュース

国税局/仮想通貨取引/100億円申告漏れ指摘 …2

◇中小企業経営者のための豆知識

親族に対する役員報酬
1. 家族を役員にして節税 …3
2. 役員であれば役員報酬を支給できる訳
ではない …3

▼中小企業経営者のための豆知識

地方消費税
1. 地方消費税について …8
2. 地方消費税の税率・計算方法 …8
地方消費税が抱える問題
1. クロスボーダーショッピング …10
2. 消費支出が少ないと、地方消費税も
少なくなる …11

○中小企業経営者のための法人税入門

第3章【費用の税務】
9 圧縮記帳
(2) 資産の交換 …12

■中小企業経営者のための経営・法律相談

◎休日振替と代休 …15

▽中小企業経営者のための仕訳の実例

◎荷造発送費の仕訳
1. 荷造発送費とは
(1) 荷造発送費の定義・意味など …17
2. 荷造発送費の決算等における位置づけ等
(1) 荷造発送費の財務諸表における区分
表示と表示科目 …18

親族に対する役員報酬

同族会社ではその代表者の家族や親族が役員となり、役員報酬が支払われている場合がよくあります。

では、代表者の子供である未成年を役員として登記を行い、役員報酬を支給する場合はどうでしょうか。

取締役として実際に経営に携わっていれば、たとえ非常勤であってもその仕事内容に応じた役員報酬を支払うことができます。問題は、取締役として登記はされているものの名目的な取締役にすぎず、経営に携わっていない場合です。そもそも、通常の役員報酬では、不相当に高額な部分の金額は損金に算入できないことになっています。

1. 家族を役員にして節税

上述したように、同族会社では代表者の家族が役員になっているケースがよくあります。

このようにすれば節税できる、と考えている代表者もいらっしゃるのではないでしょうか。なぜ節税になるかという点、代表者の役員報酬が高額なればなるほど所得税の税率が高くなるからです。

例えば、役員報酬として確保したいと考えている金額が2,500万円だとします。これを代表者一人でとると、所得税の税率は40%となります（扶養家族なしとします。以下の同じ）。奥様と長男を役員にしてそれぞれ500万円ずつ役員報酬を支給し、代表者の役員報酬を1,500万円にしたとします。代表者の所得税の税率は33%、奥様と長男の税率は20%になります。

所得税の税率が累進税率であるため、このような結果になる訳です。

平成24年度税制改正で、給与所得控除の上限設定（245万円）が行われるため、このような工夫を行う会社が増えるのではないかと考えられます。

所得税の速算表（平成27年分以降）

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円を超え 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

2. 役員であれば役員報酬を支給できる訳ではない

役員報酬は従業員とは異なり、常勤していなくても支給することができます。

ならば、奥さんや子供たちを役員にしてそれぞれに報酬を支給すれば、税制改正にも対応できる、なんて考えていませんか。

大前提として、役員報酬のうち不相当に高額な部分の金額は損金算入できないことになっています。不相当に高額かどうかは、その役員の職務内容、法人の収益状況、使用人に対する給与の支給状況などを総合的に勘案して判断することになっています。

家族役員が会社の業務に従事していれば、少なくとも何らかの給与が支給されることに問題は生じないでしょう。問題なのは、会社の業務にも経営にも関わっていないのに、役員登記されているのだから報酬を払う、というパターンです。何もしていないのだから、全額が不相当に高額だ、と言われてたらどうしましょう。取締役会の議事録に名前を形式上残しておけばよいのでしょうか。

国税調査官が、勤務実態や議事録の内容についてご本人に質問したらどうしますか。税務調査では、社員や取引先に質問が行われることもないわけではありません。

3. 黙認されてきただけかもしれない

中小企業の場合、奥さんや子供などを「非常勤役員」とし、報酬を支払うケースがよくあります。非常勤役員の仕事というのは、明確にはわかりません。経理というポジションも毎日の勤務が必要になるものでもありません。

こういった勤務実態のない親類に対して、突出した報酬が支払われている場合税務調査の際、細かく指摘する項目となります。

その点を経営者に確認すると、「事務所の掃除や整理を行っている」と答え、「出勤簿を確認させて下さい」と尋ねれば、「出勤簿などは、つけていない」と苦し紛れな回答が多くなります。

それらは、まわりから聞き取り調査を行えば、すぐにわかります。

「会ったこともない」、「どんな仕事をしているか知らない」

と事情を知らない従業員は、うっかり喋ってしまうものです。

否認となれば、当然、親類へ支払われた給料は、経営者の賞与として加算し、会社の法人税と経営者の所得税が追徴課税となります。

業務に対して適正な報酬であると説明できれば、全く問題はありません。

しかし、何ら業務らしい業務の実態がない、他の役員と比べてもその報酬額が突出している等、疑わしきは点は、調査官から厳しい追及を受けることを覚悟して下さい。

これまで大丈夫だったから税務署が認めているということには、必ずしもなりません。場合によっては、過去に調査済みの年度に遡って修正を求められることも理屈上ありうるのです。

とは言うものの、家族役員への役員報酬の適正額を税務署が決定するのは難しいものです。

いずれにしても、家族役員に報酬を支給する場合には、その金額の妥当性を説明できるようにしておくべきです。

4. 大学生の子供を役員にする

時々聞かれる質問でどう答えていいのか悩んでしまうものに、「大学生の子供を役員にして役員報酬を支払うことはできるのでしょうか」というものがあります。

役員報酬で家族に法人の所得を分散するのは節税の王道ですが、損金とするためにはその金額が妥当なものである必要があります。

○ 勤務実態がないとされた事例

未成年で就学中の取締役3名に対する報酬名義の金員は、父であり請求人会社の実質的支配者たる代表取締役に支給された報酬であり報酬限度額を超えるから、損金の額に算入することはできないとした事例（棄却）（平成2年4月6日裁決）

【裁決の要旨】

請求人は、取締役3名に対する報酬名義の金員は適法に選任されたこれら取締役に対する報酬であつて損金の額に算入されるべきである旨主張するが、①取締役らは、取締役就任当時未成年で就学中であり、かつ、うち2名は日本に滞在した期間がごく短いことから、請求人の事業内容を把握し、取締役会に出席して意見を述べ議決権を行使し得る状況にはなかつたものと認められ、②取締役らが、請求人の発行株式の過半数を所有しているとしても、それは、親権者である父母が同人らを株主にしたのであつて、実質的に請求人を支配、管理しているのは、父であり請求人の実質的支配者である代表取締役であると認められる。また、③取締役らの報酬名義の金員が預け入れられた同人ら名義の普通預金は、代表取締役が実質的に支配、管理するものと認められるから、その報酬名義の金員は、代表取締役に支給されたものと認めるのが相当である。更に、④請求人は、株主総会決議に基づき取締役会において役員ごとにその報酬限度額を定めているところ、代表取締役に支給されたものとされる上記の報酬額は、支給限度額を超えることとなり、損金の額に算入することはできない。

問題となった未成年取締役は取締役就任時、13歳、15歳、16歳で、役員報酬として3社から月額20万円、10万円、10万円が各人に支給されていたようです。金額的にはありかなと思います。年齢等を考えると無理がありすぎですね。

国税調査官は、未成年の取締役に質問調査権を行使していたようです。要するに、直接質問を行い、業務の理解度や議論の経過を質問したようです。

○ 不相当に高額とされた事例

会社法上学生であっても、取締役や監査役などの役員に就任すること自体は可能です。ただ役員だからといって支給した報酬が、税務上損金に認められるかどうかは別の問題になってきます。

法人税では、役員に対する給与のうち「不相当に高額な部分の金額」が損金に算入しないとされています。

その不相当に高額な部分の金額は政令に定められていますが、その書きぶりは「当該役員の職務の内容、その内国法人の収益及びその使用人に対する給与の支給の状況、その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する給与の支給の状況等に照らし、当該役員の職務に対する対価として相当であると認められる金額」となっており、はっきりとした基準があるわけではありません。

・法人税法第34条（役員給与の損金不算入）

2 内国法人がその役員に対して支給する給与（前項又は次項の規定の適用があるものを除く）の額のうち不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

・法人税法施行令第70条（過大な役員給与の額）

法第34条第2項（役員給与の損金不算入）に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

1 次に掲げる金額のうちいずれか多い金額

イ 内国法人が各事業年度においてその役員に対して支給した給与（法第34条第2項に規定する給与のうち、退職給与以外のものをいう。以下この号において同じ）の額（第3号に掲げる金額に相当する金額を除く）が、当該役員の職務の内容、その内国法人の収益及びその使用人に対する給与の支給の状況、その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する給与の支給の状況等に照らし、当該役員の職務に対する対価として相当であると認められる金額を超える場合におけるその超える部分の金額（その役員の数が2以上である場合には、これらの役員に係る当該超える部分の金額の合計額）

学生の役員への役員報酬の話が出る場合によく引き合いに出されるのが、次の判例です。東京地裁昭和44年（行ウ）第180号法人税更正処分等取消請求事件（却下、棄却）（原告控訴）

【裁決の要旨】

取締役丙は、原告会社代表取締役甲の長女であって、取締役に就任当時同人は18才であって、しかも大学国文科第1学年（昼間）に在籍し、学業の余暇を利用して、原告会社の経理関係の帳簿の整理、自動車運転等の職務に従事していたものである。

原告会社は右丙に対して年額930,000円の役員報酬を支払ったが、丙が原告会社代表取締役の後継者となる者であるとしても、丙の知識、経験、取締役として就任間もない事実、勤務状況、職務内容等からみた同人の会社経営に参画する程度と他の取締役、使用人に対する報酬、給与の額等を併せ考えると、丙に対して支払われるべき報酬の客観的相当額は、いかに高くみても会社設立以来の非常勤取締役丁に対する報酬額（年額600,000円）以上には出ないものというべきであるから、丙に対する報酬額930,000円のうち600,000円を超える分

は、不相当に高額な金額であると認めるべきである。

理由(2) 取締役丙の役員報酬否認について(昭和41事業年度分)

原告が取締役丙に対して取締役報酬として昭和41事業年度分に930,000円を支払った旨の確定申告をしたところ、被告署長がそのうち600,000円を超える分についてこれを否認したことは当事者間に争いが無い。

前掲各証拠及び成立に争いのない乙第4号証によれば、次の各事実が認められる。

取締役丙は、原告会社代表取締役〇〇〇〇の長女で、原告会社の従業員として就労し、月額30,000円の給与の支給を受けていたところ、〇〇〇〇の後継者という立場から、昭和41事業年度中の昭和41年5月17日原告会社の取締役に就任したが、就任当時同人は18才であって、しかも大学国文科第1学年(昼間)に在籍し、学業の余暇を利用して、原告会社の経理関係の帳簿の整理、自動車運転等の職務に従事していたものである。

ところで原告会社の右事業年度中の取締役に対する報酬額は、代表取締役の〇〇〇〇に対し2,400,000円(月額200,000円)、専務取締役の〇〇〇〇に対し、1,260,000円(月額105,000円)、原告会社設立以来の非常勤の取締役である丁に対して600,000円(月額50,000円)、同じく非常勤の取締役である〇〇〇〇に対して240,000円(月額20,000円)であり、使用人に対する給料の最高額は23才の成年男子に対する月額30,000円である。右認定を覆すに足る証拠はない。

右認定事実からすると、取締役丙は将来〇〇〇〇の後継者となる者であるとしても、取締役丙の知識、経験、取締役として就任間もない事実、勤務状況、職務内容等からみた同人の会社経営に参画する程度と他の取締役、使用人に対する報酬、給与の額等を併せ考えると、取締役丙に対して支払われるべき報酬の客観的相当額は、いかに高くみても丁に対する報酬額以上には出ないものというべきであるから、取締役丙に対する報酬額930,000円のうち、600,000円を超える分は、不相当に高額な金額であると認めるべきである。

従って、被告署長が法人税法34条1項に基づき、確定申告額のうち600,000円を超える分の損金算入を否認したことは違法ではないといわなければならない。

この判例は大分古いですが、昼間の大学生が余暇で会社の仕事に従事していた場合、非常勤の取締役の役員報酬額のうち、最高額(5万円/月)と同額が不相当に高額とならない金額という結論になっています。

しかしこの判例があるからといって、「他の非常勤の役員とおおむね同額」、「月5万円で年間60万円ぐらいなら妥当」というのは、どうなのでしょうかね。(5万円/月だと認められるという話は聞きますが)

最近では学生であっても、学校にあまり行かず会社の業務に従事しているということもありえるでしょうし、やっぱり役員報酬の金額は学生であっても、実質で判断することになってくるのでしょうかね。

地方消費税

地方消費税とは、一体何でしょうか。まずは、地方消費税のあらましについて確認していきましょう。

1. 地方消費税について

消費税というのは、お馴染みのことだと思います。竹下内閣の際に福祉などの社会保障を目的とした財源確保のため、導入されました。しかし、地方消費税という租税は聞いたことがない方も多いでしょう。

まずは、地方消費税とは、一体何なのかについて、説明していきましょう。ただ、その前に、地方消費税を理解するためには、まず、常日頃支払っている消費税とは何かを理解しなければなりません。

今更、説明する必要もないかもしれませんが、消費税は、事業者が販売したモノやサービスの代金に対して課税される税金です。実際にその税金を支払うのは消費者ですが、実際に納税するのは、事業者であることから、間接税とされています。

モノやサービスの支払い時に、消費者は税金を支払います。その消費税を事業者は一度預かります。その後、預かっている消費税を、消費者に代わって税務署に納付します。

その事業者が税務署に納付した消費税は、国の財源になる分だけではなく、都道府県の財源となる地方消費税が含まれています。消費税の支払い時に、国の財源となる分も同時に納付しているのです。

現在、購入したモノやサービスの金額のうち、8%を消費税として、私たちは納めていますが、8%全てが国の歳入になるワケではありません。そのうちの1.7%は、地方に収める分になります。この分の消費税を、税法では、地方消費税と呼んでいます。

2. 地方消費税の税率・計算方法

消費税が導入された当初、平成元年に3%で導入が開始された消費税の税率には、地方消費税は存在していませんでした。しかし、平成9年4月1日に5%に引き上げられた際、そのうちの地方消費税は、消費税全体の20%、つまり、実際に支払っている消費税5%のうち、1%を地方消費税という形で、地方自治体に納めることになりました。そして、平成26年4月1日に消費税率は8%に引き上げられました。この8%の税率のうち、国税として徴収される部分は6.3%に、地方消費税部分は1.7%と設定されました。

今後、8%から10%へ引き上げられることが決定しています。予定通りに消費税率が引き上げられた場合、この10%のうち、国税部分は7.8%、地方消費税分を2.2%の設定になっています。

3. 地方消費税の目的

地方消費税の目的は、地方自治体に安定した独自財源を確保させることが目的です。地方自治体の財源になるのは、都道府県民税、事業税がおもな財源ですが、これらの財源は、人口や法人数によって左右されてしまいます。

こうなると、地方格差が明確になってしまいます。人口の多いところは税収が多く、少ない地域は少ない。加えて、1989年度から消費税が導入された結果、地方自治体の歳入の中心になっていた地方税の主要な間接税が消費税に吸収されてしまう結果になりました。

特に、人口の少ない地方では、税収構造の不安定になると地方単独事業、福祉事業の充実が難しくなります。このような対策として、村山内閣の際に、地方消費税の創設が決定されました。

今後も、少子高齢化は深刻なモノになるでしょう。そうなったときに、一番税収として入りづらくなるのは、働いている人が納める所得税や法人税です。

消費税は景気の影響を受けにくいと、社会保障財源として重要な役割を果たしています。特に地方消費税は、地方自治体に安定した独自財源を持たせるものとして期待されています。人口の減少や高齢化でほかの税収が不安定な地域であっても、地方消費税によって税収を維持しやすいとされているからです。

4. 地方消費税の課税

基本的に、すべての商品やサービスが、消費税の課税対象になります。普通に、スーパーやコンビニで買っている食料品や生活必需品、塾やホテルなどのサービスも対象になります。

また、一般市民が買う品物だけではなく、物流業界においても課税の対象になります。例えば、農林水産業の第一次産業においては、作った人＝生産者も他の人に売れば、そのうちの8%を消費税という形で納めなければなりません。

他の産業も同様です。鉄鋼業も最初に鉄鉱石を鉄鋼に製錬した法人業者が、他の鉄を必要としている法人業者に売った際には、消費税が課税されます。

5. 地方消費税の税収は「清算」される

地方消費税は、以下のような流れで国に納付されてから、47都道府県に分配されます。

- ① 消費者が、商品やサービスを購入する際に消費税を負担し、いったん事業者を支払う
- ② 納税義務者である事業者が、消費者から預かった消費税を国の出先機関である税務署に納付する
- ③ 消費税のうち1.7%の地方消費税部分が、商品・サービスの販売額や人口、従業者数などの統計数値に基づき、各都道府県に分配される

地方消費税の分配にあたって基準となるのは、総務省が定める「清算基準」です。清算基準は3つの指標によって構成され、それぞれ以下のようなウェイトを占めています。

- ・小売年間販売額とサービス業対個人事業収入額の合算額……ウェイト6/8
- ・人口（国勢調査）……ウェイト1/8
- ・従業者数（事業所統計）……ウェイト1/8

これを見れば分かる通り、人口や従業員数も基準に入っているものの、基本的に地方消費税の税収は、主に都道府県の財・サービスの販売額に応じて配分されることになっています。

本来、消費税は消費者が負担する租税ですから、地方消費税の税収が、最終消費地（品物が行きつく場所）に帰属させるように行動しています。

6. 地方消費税の将来

出来ることならば、消費税率は上がって欲しくない、というのが、家計を預かる方々の正直な感想だと思います。

しかし、今後も少子高齢化が進み、いよいよ社会保障費は増大していきます。また、労働人口が少なくなるので、一層、所得税や法人税は減収となるでしょう。そうすると、やはり財源確保のためにも、消費税は上がるでしょう。

現在、予定では、10%への引き上げが予定されています。今後、この税率が据え置きにはならず、北欧と同水準の20%になる可能性も十分に考えられます。

地方消費税が抱える問題

地方消費税には、様々な問題があります。消費税としてどうしても抱えてしまう問題もあれば、日本独自の問題もあります。さて、どんな問題があるのでしょうか。

1. クロスボーダーショッピング

地方消費税の問題の一番大きなものは、クロスボーダーショッピングを考慮していない点にあります。クロスボーダーショッピングとは、簡単に言えば、県境を越えた消費のことです。

例えば、県境に近いところに住まわれている方なら、もしかすると越境する方が、買い物をする場に恵まれている可能性があります。例えば、関東圏なら東京、関西圏ならば、大阪府や京都府で買い物をすることも多いでしょう。

特に東京都については、関東圏の地方自治体の住民だけでなく、遠方から訪れる観光客や、海外旅行者の消費支出も大きく、入ってくる地方消費税も莫大なモノになるでしょう。

勿論、これは東京都に限った話ではありません。観光名所を多く抱える京都・大阪や神奈川なども同様に、クロスボーダーショッピングが起きやすいため、入ってくる地方消費税も高額になります。

これがなおのこと、地方間格差を浮き彫りにします。地方では満足な社会保障が得られないために、都会へ出ていく。そうすると、人口が減ります。人口が減れば、税収も減ります。そして、また、社会保障が不十分になるという悪循環になるのです。

2. 消費支出が少ないと、地方消費税も少なくなる

先ほどのクロスボーダーショッピングもありますが、そもそもの問題として、消費支出が少なければ、消費税が少なくなるという当たり前の問題もあります。

消費税は一説によると、1%で約2.5兆円という大きな規模の税収をもたらすとされています。単純計算で、現在の消費税率は8%ですから、約20兆円規模の消費税収が国にはあります。

その中の地方消費税の税率は1.7%に設定されていますから、単純計算で地方は約4,000億円程度を地方消費税という形でもらっている計算になります。

しかし、消費税が高くなれば、その分、消費者の財布の紐はきつくなります。結果として、消費税収そのものが減り、結果として、地方消費税が入らないということがあります。

また、単純な人口の問題もあります。なぜ、東京や大阪の地方税収が多いのかと聞かれたら、単純な話、人口が多いからです。人口が多ければ、その分、消費する人間も多く、消費する場所も多くなります。

一番、消費税が大きく入るのは、やはり数が多く、利用者の多いコンビニやスーパーなどの小売店です。人口が多ければ数も増え、当然、そこからの税収は大きくなります。人口も少なく消費する場所も少なければ、当たり前ですが、地方消費税も少なくなります。

3. 格差をなくす

曲がりなりにも、日本は法の下での平等を謳っている国家です。このような格差は是正されなければなりません。では、このような地方消費税の税収格差を適正にするためには、どのようなことをすれば、良いのでしょうか。

もっとも簡単な方法は、先に上げたクロスボーダーショッピングを完全に排除することです。地方消費税の格差が起きる一番の原因は、消費者が消費税を支払った場所、その都道府県の税収になるシステムがあるからです。

そこで、越境することなく、どの県民も居住県内で消費を行うようにすれば、この格差は是正され、単純に地方消費税の税収は増えます。

しかし、幾ら行政が地元での消費を訴えたところで、家計に消費する場所を強制することは、そもそも不可能な話です。居住区の社会保障や周囲環境を整えるために、消費税が存在するのに、これでは本末転倒です。

もう一つは、地方消費税の清算基準を変更することです。現在、地方消費税は、財・サービスの販売を基準に清算されています。これを、家計の消費支出を基準とするように変更すれば、居住者の消費支出に応じた税収を得ることが出来ます。

ただし、これも、支払った都道府県に税収が入ってこなくなる問題があります。そもそもの人口の多い東京・神奈川や京阪神は未だしも、観光産業を重視している、例えば、北海道や沖縄という道県は大打撃でしょう。

過疎過密や、少子高齢化などの社会問題を解決しなければ、格差の是正は難しいのかもしれない。

法人税入門

第3章

【費用の税務】

9 圧縮記帳

(2) 資産の交換

税法では、

ネダンを付けて売ること

はもちろんのこと、

タダであげること、

交換すること

も、すべて「譲渡」になります。

そして、この場合には、時価で譲渡したものとして売却益を計算することになります。

時価とは、その時々市場で成立している市場価格のことです。

時価は公正な価格で、いつでもその価格で売買できると考えられる価格です。市場価格が基本となりますが、市場価格が得られない場合には、合理的に算出された価格をいいます。

不動産の場合は個性が高く、市場価格が成立しないため、「時価」の明確な定義はありません。ただし、税金の計算は「時価」をもとに課税することが原則となっています。

したがって、自分の所有しているA土地（簿価1億円、時価5億円）と、他人の所有しているB土地を交換した場合には、

	(借方)			(貸方)
B土地	10億円	／	A土地	1億円
			売却益	9億円

と、仕訳することになります。

しかし、このような場合には、「お金が入ってこないのに税金だけかかる」、というおかしい結果になります。

さらに、交換によりもらったB土地が、自分の所有していたA土地とまったく同じ種類で、しかも、同じ用途に使っているとすれば、その実質は、前からB土地を所有していたのと同じと考えられます。

そこで一定の要件のすべてを満たした交換については、圧縮記帳が認められることとなっています。

したがって、

(借 方)		(貸 方)
土地圧縮損 9億円	/	B 土地 9億円

と仕訳して、圧縮記帳することができます。
この結果、

(借 方)		(貸 方)
B 土地 10億円	/	A 土地 1億円
土地圧縮損 9億円	/	売却益 9億円
		B 土地 9億円

となり、これを要約しますと、

(借 方)		(貸 方)
B 土地 1億円	/	A 土地 1億円

ということになります。

この圧縮記帳をするためには、次に掲げる要件のすべてを満たさなければなりません。

- ① お互いに、**1年以上所有**していた固定資産でなければなりません。
- ② 土地（借地権を含む）・建物・機械装置などの**固定資産**でなければなりません。したがって、たな卸資産は認められません。
- ③ 同じ種類の資産の交換でなければなりません。

つまり、

土地と土地、
土地と借地権、
建物と建物、
機械装置と機械装置

の交換でなければなりません。

- ④ 交換によってもらった資産を、あげた資産と同じ**用途**に使わなければなりません。

⑤ 交換差金がある場合には、その交換差金が、その時価のいずれか多い方の金額の20%以下でなければなりません。

この交換差金とは、交換する資産の時価が違うので、その差額を決済するために支払われるものをいいます。

もちろん、この条件のすべてを満たさなければなりません。

したがって、この要件をすべて満たしていない交換については、原則どおり税金がかかります。

では、圧縮記帳することができる金額は、どれくらいでしょうか。

交換差金のやりとりがない場合には、次の算式で計算した金額を上限として、圧縮記帳することができます。

〔算式〕

$$\begin{aligned} & \text{もらった資産の時価} - (\text{あげた資産の簿価} + \text{交換による経費}) \\ & = \text{圧縮限度額} \end{aligned}$$

例えば、簿価50、時価500のA土地を、時価500のB土地と交換し、経費が10かかった場合、

(借 方)		(貸 方)	
B 土地	500	A 土地	50
		現 金	10
		売 却 益	440

と仕訳し、さらに

(借 方)		(貸 方)	
土地圧縮損	60	B 土地	440

と、圧縮記帳の仕訳をすることになります。

これを要約しますと、

(借 方)		(貸 方)	
B 土地	60	A 土地	50
		現 金	10

ということになります。

中小企業経営者のための

経営・法律相談

休日振替と代休

事 例

仕事の関係で社員に休日出勤を命令することがあります。そのため、休日出勤に対しては割増賃金を支払っていますが、その額もバカにはなりません。これについて知人から「休日振替制度を利用すれば割増賃金を支払う必要はない」と聞きましたが、本当でしょうか。

また、休日振替と代休とは、どのように異なるのでしょうか。

◇アドバイス◇

休日振替を行うと、本来の休日は「労働日」となり、その日の労働は通常の日の労働と全く同じ取扱いとなります。したがって、割増賃金の支払は不要となります。

===== ◆◇解 説◇◆ =====

休日振替と割増賃金

仕事の関係で、社員に休日出勤を命令しなければならないことがあります。例えば、就業規則で休日を日曜日と決めていても、出末に取引先から「来週はじめに納品してほしい」という注文が入れば、日曜日に製品を完成させて月曜日に納品しなければなりません。

このようなときに、日曜日を臨時的に労働日とし、他の日（例えば水曜日）を休日にするというのが「休日振替」です。休日を別の日に一時的に変更するわけです。休日振替を行うと、本来の休日は「労働日」となり、その日の労働は通常の日の労働と全く同じ取扱いとなります。

したがって、割増賃金の支払は不必要となります。

休日振替をさせる要件

休日振替は会社全体又は部・課や係等の全体で実施しなければならないということはありません。個人でもさせることができます。

休日振替は実際のところ従業員にとってはありがたくない措置です。せっかく予定していた休日の過ごし方ができなくなるケースもあるからです。したがって、休日振替をする要件としては、

- ① 就業規則に振替規定を設けておくこと
- ② 振替日を指定すること

この2つを遵守しなければなりません。

休日を振り替える日

振替日はその週であることが理想ですが、その週でなければならないものではありません。

法定休日は週1回又は4週に4日与える休日ですから、4週間以内に法定外休日がなくて法定休日のみの場合を想定すると、休日振替をした場合の振替休日は4週間以内でなければなりません。したがって振替休日は、4週間以内に与えることが望ましいでしょう。

望ましいという意味は、4週間以内に法定休日の4日の休日しかないということ、実際はないでしょうから、仮に振替休日を4週間以内に与えなくても、4週に4日の休日は与えることができると思うからです。

ただ4週に4日しか休日がないという事態はあり得るわけですから、それを想定して、振替休日は「4週間以内に与える」取扱いをすることをお勧めします。

もしどうしても休日を与えられないという場合は、休日振替ではなく、休日労働扱いとし、休日労働賃金を支給すべきです。

代休と割増賃金

代休は、休日に労働させたことの代償措置として、そのあと会社のほうで日にちを指定したり、あるいは社員の希望する日に労働を免除するというものです。

代休を与えても「休日に労働をさせた」という事実は残ります。したがって、休日割増賃金の支払義務があります。代休日の賃金を支給しないことにすれば、休日労働に対しては割増分のみ支払えばいいことになります。

例えば、1日当り賃金が1万円の社員を休日に労働させれば、本来は、

$$10,000円 \times 1.35 = 13,500円$$

の割増賃金（休日労働手当）の支払が必要です。

しかし、代休日の賃金1万円をカットすることにすれば、3,500円だけの支払ですむことになります。

中小企業経営者のための

仕訳の実例

◎荷造発送費の仕訳

1. 荷造発送費とは

(1) 荷造発送費の定義・意味など

荷造発送費とは、得意先等へ商品・製品を販売するための荷造と発送にかかる費用などを処理する費用勘定をいう。

(2) 荷造発送費の別名・別称・通称など

◇荷造運賃発送費・荷造運賃・荷造費・発送費・発送運賃・支払運賃

荷造発送費は、荷造運賃発送費・荷造運賃・荷造費・発送費・発送運賃・支払運賃などさまざま呼び名がある。

(3) 法人・個人の別

◇法人・個人

荷造発送費は法人・個人で使用される勘定科目である。

(4) 荷造発送費の目的・役割・意義・機能・作用など

◇売上諸掛

荷造発送費は、商品等を販売した際の自分負担の売上諸掛を費用計上するための勘定科目である。

仕入諸掛の場合は付随費用として商品購入代価と足し合わせた額を仕入勘定の借方に記帳するが、売上諸掛の場合、収益（売上）と費用（付随費用）とは別なので、売上には含めず、別途本勘定で費用計上する。

(5) 荷造発送費の範囲・具体例

◇荷造発送費の範囲

荷造発送費は、本来は荷造に必要なダンボール購入費や荷造のための人件費、車両の減価償却費、ガソリン代、車両保険料などが該当する。しかし、区分が面倒なため、実務上、これらの費用は、消耗品、給料手当、減価償却費、支払保険料として処理するのが一般的である。

したがって、実際に荷造発送費勘定で処理されるのは、ガソリン代、運送業者へ支払う送料などだけになることが多い。

また、商品を仕入れた際の付随費用（こちら側負担の仕入諸掛）でも、少額で重要性の乏しいものは荷造発送費として処理する場合もある。

(6) 荷造発送費の具体例

荷造発送費は、荷造費と発送費で構成される。

荷造費は、荷造に要した費用（外部に荷造梱包を依頼した場合の支払額も含む）であり、発送費は小包郵便物料金や宅配便料金などの運送料である。

具体的には、次のようなものがある。

○荷造費関係

- ・段ボール（ダンボール）・木箱・ポリ袋
- ・ガムテープ・のり・ひも・包装紙・発泡スチロール
- ・荷札
- ・外部に荷造梱包を依頼した場合の支払額

○発送費関係

- ・運送料
- ・小包郵便物（郵便小包）
ゆうパック・ゆうメール・レターパック・クリックポストなどで、得意先等へ商品・製品を発送した場合は荷造発送費勘定で処理する。
ただし、取引先等へ書籍・消耗品・備品等を発送した場合は通信費勘定で処理する。

- ・ゆうパック
- ・ゆうメール
- ・レターパック
- ・クリックポスト

- ・特殊取扱（オプションサービス）
- ・書留

書留代は一般的には切手代などと同様に通信費勘定で処理をするが、荷造発送費勘定で処理することも考えられる。

- ・宅配便・宅急便
- ・メール便
- ・トラック・船舶・鉄道・航空機・バイクなどの運賃
- ・航空貨物運賃

○引越費用

2. 荷造発送費の決算等における位置づけ等

(1) 荷造発送費の財務諸表における区分表示と表示科目

損益計算書 > 経常損益の部 > 営業損益の部
> 販売費及び一般管理費 > 荷造発送費

(2) 区分表示

◇販売費及び一般管理費

荷造発送費は販売費及び一般管理費に属するものとして表示する。

3. 荷造発送費の会計・簿記・経理上の取り扱い

(1) 会計処理方法

◇使用する勘定科目・記帳の仕方等

売上諸掛が自分の負担になる場合

売上諸掛が自分の負担になる場合は、その額を荷造発送費勘定（費用）の借方に記帳して費用計上する。

(2) 取引の具体例と仕訳の仕方

1 発送運賃を支払ったとき

例題 建築資材の卸売業を営む当社は、運送はいつさいY運送会社に依頼している。以下のように今月の請求を受け、小切手払いした。

商品の発送運賃520万円 商品の引取運賃450万円

この引取運賃のなかには、当社のA営業所からB営業所へ移管するために要した運賃・荷造費等の費用80万円が含まれている。

なお、当該費用80万円は購入商品価額の2%に相当する。

運賃	6,000,000	当座預金	9,700,000
仕入	3,700,000		

★ポイント★① 購入した卸資産の引取運賃は、原則として「仕入」に加算されるべきである。ただし、移管費用及び荷造費用等はたな卸資産購入代価のおおむね3%以内のときは「運賃」等で一括費用処理ができる。

② 運賃勘定は、主として発送運賃である点、留意したい。

2 機械購入にともない引取運賃を支払ったとき

例題 機械を購入し、購入代価120万円と引取運賃10万円、運送保険料3万円、関税2万円を現金払いした。

機械	1,350,000	現金	1,350,000
----	-----------	----	-----------

★ポイント★ 引取運賃は、機械の取得価額に算入する。

4. 荷造発送費の税務・税法・税制上の取り扱い

◇消費税の課税・非課税・免税・不課税（対象外）の区分

課税取引・輸出免税

消費税法上、国内への発送費は課税取引に該当し、仕入税額控除の対象となる。ただし、税務上、国外へのもの（国内と国外にわたって行われるものを含む）は輸出免税とされる。